

狛江市男女共同参画推進計画改訂素案に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施結果について

1 実施期間

平成 27 年 2 月 1 日（日）から 3 月 6 日（金）まで

2 パブリックコメント周知方法

- (1) 広報こまえへの掲載（平成 27 年 2 月 1 日号）
- (2) 狛江市ホームページへの掲載（平成 27 年 2 月 1 日～3 月 6 日）
- (3) 企画財政部政策室での閲覧

3 意見の提出方法

- (1) 政策室への書面による提出
- (2) 郵送による送付
- (3) ファクシミリによる送信
- (4) 電子メールによる送信
- (5) 狛江市ホームページ専用フォームによる送信

4 意見を提出できる者の範囲

市内在住・在学・在勤の方及び市内に事業所等を有する方

5 提出数

提出者 1 人
提出意見数 10 件

6 市民説明会

平成 27 年 2 月 7 日（土）午後 1 時 狛江市役所 4 階特別会議室 参加者 0 人
平成 27 年 2 月 12 日（木）午後 7 時 狛江市役所 4 階特別会議室 参加者 1 人

狛江市男女共同参画推進計画改訂素案に対するパブリックコメントの意見及び回答

	項目	意見	回答
1	全体	<p>片仮名表記の単語は意味がわかるようにできるだけ日本語を主とし片仮名は副とし括弧でくくって表記してください。</p> <p>例) 意見募集 (パブリックコメント)</p>	<p>わかりにくい単語については、掲載ページの下部へ言葉の説明を記載しています。また最終的な計画に参考資料として「用語解説」を掲載します。</p> <p>ご意見を踏まえ、「パブリックコメント」の説明を付け加えます。</p>
2	I 総論 6 計画の推進	<p>枠でくくられた「市・市民・事業者の役割」にて、「市民の役割」として、次の通り記載されています。</p> <p>「市民は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければなりません。」</p> <p>これは強制なのか、そうではないのか、明確に表記してください。</p> <p>例) 「努めなければなりません。」を「努める。」に修正する。なお、強制には反対です。</p>	<p>市民の努力義務として、役割を記載しています。違反して罰則等があるものではなく、任意の協力をお願いするものとなります。</p> <p>男女共同参画社会基本法では、第 10 条に「国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。」と規定されています。</p>
3	I 総論 7 狛江市における男女共同参画の現状と課題 (2) 就労環境、家庭環境等の現状と課題	<p>「ワーク・ライフ・バランスの希望と現実」について、市民意識調査の結果が引用されているが、この調査では「仕事」「家庭生活」「個人の生活」の3つの項目を単独及び組み合わせた選択肢となっている。上記3つは多くの人にとってどれも重要である。したがって、「仕事と家庭生活と個人の生活を両立」という選択肢を設ければ多くの人々がこれを選択することは自明であり調査方法が適切ではない。したがって、7ページの1行目から4行目と調査結果「ワーク・ライフ・バランスの希望と現実」を削除してください。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランスについて、どのくらい自分の希望どおりに生活できている方がいるのか把握するために、調査項目としました。</p> <p>希望と現実の違いを参考にいただければと考えています。</p>

4	<p>I 総論 7 狛江市における男女共同参画の現状と課題 (4) 男女共同参画を取り巻く課題</p>	<p>「男女の地位の平等感」について、市民意識調査の結果が引用されているが、男女別の回答数が記載されていない。男女別の回答数を記載してください。</p>	<p>グラフの見やすさやページのスペース等を考慮し、この項目については全体数のみを記載しました。詳しくは、「狛江市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」(平成26年9月発行)をご覧ください。市で頒布している他、市ホームページでもご覧いただけます。</p>
5	<p>I 総論 7 狛江市における男女共同参画の現状と課題 (4) 男女共同参画を取り巻く課題</p>	<p>「男女共同参画社会づくりのために重要な施策」と題した市民意識調査の結果が引用されている。1位から3位は他より抜きん出た結果であるが、4位から7位までは大きな差が無い。よって、「男性の家庭責任への参加と意識改革」は説明文に記載する特段の理由が無いので削除してください。</p>	<p>文章の構成上バランスのとれた表記とし、また重要な項目であるため、4位までを説明文へ記載しました。</p>
6	<p>III 計画の内容 1 男女共同参画の意識づくり (3) 地域活動への支援</p>	<p>「国際交流の促進と在住外国人への支援」は男女共同参画推進計画とは分けて考えるべきであり、事業 No. 13 は削除してください。</p>	<p>男女共同参画社会の基盤となる人権尊重の環境づくりとして、多様な価値観を認め合う多文化共生のための取組みを進めるため、事業として設定しました。</p>
7	<p>III 計画の内容 1 男女共同参画の意識づくり (4) 家庭における意識改革</p>	<p>必ずしも全ての役割を分業することが良いとは言えない。分担した方が効率が良いこともある。したがって、「分担」という方法も含めた表記にしてください。 例)「役割分業」を「役割分担または分業」に修正する。</p>	<p>慣習や社会的なイメージ等により性別で役割を決められることなく役割を分業し、分担して家庭生活を担うという趣旨で記載しています。</p>
8	<p>III 計画の内容 2 人権が尊重される社会の形成</p>	<p>「障害」について、「障がい」、「障害」と表記方法が分かれている。わかりにくいので、全て法令に合わせて「障害」と表記してください。</p>	<p>市では、障害(がい)の「害」と「がい」の表記について、人に関わる言葉についてはひらがなで表記し、固有名詞や法律等で定められている場合は漢字で表記しています。</p>

9	<p>Ⅲ計画の内容</p> <p>3あらゆる分野で男女が活躍できる社会づくり</p> <p>(1) 市政・行政分野における男女共同参画</p>	<p>「女性管理職の登用に努めます」と記載されているが、管理職への登用は個人の能力に応じて実施されるべきである。したがって、この記載を削除してください。</p>	<p>日本において女性の社会参画は近年増加しているものの、他の先進諸国に比べると低い水準です。</p> <p>ご意見のとおり個人の能力に応じて実施されるものですが、喫緊の課題であること、またバランスのとれた質の高い行政サービスを提供するため、市職員の女性管理職の登用や女性職員の割合について記載しています。</p>
10	<p>Ⅲ計画の内容</p> <p>6男女共同参画推進のための体制の強化</p> <p>(2) 狛江市の取組み</p>	<p>「一般行政職における女性割合の30%確保」と記載されているが、職員は性別に関わりなく個人の能力に応じて実施されるべきである。したがって、この記載を削除してください。</p>	<p>No. 9の回答をご参考ください。</p>